

2026 年 9 月 15 日

報 道 関 係 者 各 位

日 本 証 券 業 協 会

パブリックコメントの募集について

本日付で、下記の事項について別紙のとおりパブリックコメントを募集することといたしましたので、お知らせいたします。

記

○「外務員等資格試験に関する規則」の一部改正案について

募集期間： 2026 年 9 月 15 日(火)から 2026 年 10 月 14 日(水)17 時 00 分まで
所 管： 自主規制企画分科会
内 容： 本協会は、「外務員等資格試験に関する規則」において、不正の手段により外務員等資格試験を受けた者又は受けようとした者（不正受験者）に対して、1 年以内の期間を定めて、同試験を受けさせないことができる旨を定めている。

今般、試験問題に関する情報を外部の第三者に提供する行為を伴う不正受験が発生した。このような行為は、外務員等資格試験の公正性及び適正な実施に重大な影響を及ぼすおそれがある。

こうした事案の発生を踏まえ、悪質な不正受験に対してより適切な受験停止措置を講ずることができるよう、「外務員等資格試験に関する規則」の一部改正を行うこととする。

パブリックコメントの募集方法

郵便又は協会ホームページ内専用フォームにより募集

郵便の場合：〒103-0027 東京都中央区日本橋 2-11-2

日本証券業協会 資格管理部 宛

専用フォームの場合：<https://www.jsda.or.jp/contact/app/Contact.php?id=36>

以 上

○本件に関するお問合せ先：規律本部 資格管理部（TEL：03-6665-6780）

「外務員等資格試験に関する規則」の一部改正案について

令和 8 年 9 月 15 日
日 本 証 券 業 協 会

I. 改正の趣旨

本協会は、「外務員等資格試験に関する規則」において、不正の手段により外務員等資格試験を受けた者又は受けようとした者（以下「不正受験者」という。）に対して、1年以内の期間を定めて、同試験を受けさせないことができる旨を定めている。

今般、試験問題に関する情報を外部の第三者に提供する行為を伴う不正受験が発生した。このような行為は、外務員等資格試験の公正性及び適正な実施に重大な影響を及ぼすおそれがある。

こうした事案の発生を踏まえ、悪質な不正受験に対してより適切な受験停止措置を講ずることができるよう、「外務員等資格試験に関する規則」の一部改正を行うこととする。

II. 改正の骨子

不正受験者に対しては、2年以内の期間を定めて試験を受けさせないことができる。

(第7条第4項)

III. 施行の時期

この改正は、令和9年1月1日から施行し、同日以後に実施する外務員等資格試験から適用する。

パブリックコメントの募集スケジュール等

(1) 募集期間及び提出方法

① 募集期間：

2026 年 9 月 15 日(火)から 2026 年 10 月 14 日(水)17:00 まで(必着)

② 提出方法：郵便又は協会ホームページ内専用フォームにより下記までお寄せください。

郵便の場合：〒103-0027 東京都中央区日本橋 2-11-2

日本証券業協会 資格管理部 宛

専用フォームの場合：<https://www.jsda.or.jp/contact/app/Contact.php?id=36>

(2) 意見の記入要領

件名を「外務員等資格試験に関する規則の一部改正に関する意見」とし、次の事項を御記入のうえ、御意見を御提出ください。

① 氏名又は名称

② 連絡先（電子メールアドレス、電話番号等）

③ 会社名（法人又は団体として御意見を提出される場合、その名称を御記入ください。）

④ 意見の該当箇所

⑤ 意見

⑥ 理由

○ 本件に関するお問合せ先

日本証券業協会 規律本部 資格管理部（TEL 03-6665-6780）

以 上

「外務員等資格試験に関する規則」の一部改正案について

令和8年9月15日

(下線部分変更)

改 正 案	現 行
(不正の手段による受験等) 第 7 条 (現行どおり) 2・3 (現行どおり) 4 委員会は、不正受験者に対しては、<u>2</u> <u>年以内</u>の期間を定めて試験を受けさせないことができる。 5 (現行どおり) 付 則 この改正は、令和9年1月1日から施行し、同日以後に実施する外務員等資格試験から適用する。	(不正の手段による受験等) 第 7 条 (省 略) 2・3 (省 略) 4 委員会は、不正受験者に対しては、<u>1</u> <u>年以内</u>の期間を定めて試験を受けさせないことができる。 5 (省 略)